

定 款

2023年6月改正

株式会社 関 電 工

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、株式会社関電工と称し、英文ではKANDENKO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気工事
2. 電気通信工事
3. 土木工事
4. 建築工事
5. 管工事
6. 消防施設工事
7. 鋼構造物工事
8. 機械器具設置工事
9. 内装仕上工事
10. 水道施設工事
11. ほ装工事
12. 塗装工事
13. 電気供給事業
14. 熱供給事業
15. 労働者派遣事業
16. 警備業
17. 清掃業
18. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
19. 前各号に関連する電気機械器具、機械装置、建設用資材工具の製造、販売、賃貸
20. 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、保守、監理、エンジニアリング及びコンサルティング業務
21. コンピュータを利用したソフトウェア及び情報処理システムの開発、販売、賃貸
22. 前各号に付帯する事業

(本店所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。

但し、電子公告によることができないときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(会社の発行可能株式総数)

第 5 条 本会社の発行可能株式総数は 8 億 2,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によりこれを定める。

本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においてはこれを取り扱わない。

(基準日)

第 10 条 本会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において議決権を行使することができる株主とみなす。

前項のほか必要があるときはあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 本会社の株式に関する取扱手続及びその手数料については、法令又は本定款に定めるものを除き、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、会長がこれを招集する。

会長欠員又は事故があるときは社長が、社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役の1人がこれを招集する。

総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によってこれを定める。

(議 長)

第13条 総会の議長は会長がこれに当たる。

会長欠員又は事故があるときは社長が、社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役がこれに当たる。

(議長の議決権)

第14条 総会の議長は、株主として、その議決権を行使することを妨げない。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議 事 録)

第18条 総会における議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役及び監査役の報酬等)

第19条 取締役及び監査役の受ける報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、それぞれ総会の決議により定める。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 本会社は、取締役会を置く。

(定 員)

第21条 本会社の取締役は18名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役選任の決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(役付取締役の職務)

第25条 社長は、社務を総理する。

副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し業務を掌理する。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第26条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役会の権限)

第27条 会社の業務の執行は、取締役会の決議によって定める。

取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものを除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(招 集)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

会長欠員又は事故があるときは社長が、社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役の1人がこれを招集する。

取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の4日前に発する。但し、取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(議 長)

第29条 取締役会の議長は、会長がこれに当たる。

会長欠員又は事故があるときは社長が、社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(議 事 録)

第32条 取締役会における議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第33条 本会社は、監査役及び監査役会を置く。

(定 員)

第34条 本会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第36条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。

(監査役の責任免除)

第38条 本会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

本会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第423条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役会の権限)

第39条 監査役の職務の執行に関する事項は、監査役会の決議によって定める。

但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものを除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(招 集)

第40条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の4日前に発する。

但し、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(決議の方法)

第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議 事 録)

第42条 監査役会における議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 本会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 本会社は、監査役会の同意を得て会計監査人の報酬等を定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第48条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第49条 期末配当は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第50条 本会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に会社法第454条第5項の規定により中間配当をすることができる。

(転換社債の転換の時期)

第51条 転換社債を発行した場合には、転換社債の転換により発行された株式に対する期末配当及び中間配当について、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。

(除斥期間)

第52条 期末配当及び中間配当は、支払確定の日から3年を経過したときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。